

# 令和3年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年4月5日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利	9番	澤村 哲志
11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝	14番	高田 優子
15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

5番 浦谷 幸司    10番 田上 一    19番 村端 一弘

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝	推10	粟田 稔
推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀
推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推18	坂本 修	推19	平野 秀正

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6 森川 正志    推17 中山 一久    推7 増本 龍雄（逝去）

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博    次長 宮本真由美    係長 松倉 司    参事 安田志津子  
主任 大原 三和

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第15号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第16号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第17号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第18号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第9号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

- 第 10 号 農地の形状変更届について
- 第 11 号 許可不要転用届について
- 第 12 号 許可書返納届について
- 第 13 号 荒廃農地の非農地通知について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは定刻をまわりましたので、ただいまから開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち5番浦谷委員、10番田上委員、19番村端委員から欠席の届出があっており、16名の御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員6番森川推進委員から欠席の届けが出ております。先ほど永田会長からお知らせのとおり、7番増本推進委員が昨日御逝去のため、17番中山推進委員から欠席の届けがあっておりますので、16名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和3年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして、いよいよ議案に入りたいと思いますけれども、新しくお迎えいたしました次長ほか3名ですか、新しい職員さんの交代がありまして、いろいろと皆さんからも御指摘や御指導いただいて、事務局のスムーズな運営を行ってきたいということでございます。

今日は、冒頭に増本委員の訃報を皆さんにお知らせいたしましたけれども、農業委員、推進委員全員そろいましてこういうふうに会議を行うことは、非常にうれしく、ありがたく思っております。今日も議案が山積しておりますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第15号より議第18号までの72件と報告第9号より報告第13号までの62件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、14番高田優子委員、15番吉田孝壽委員をお願いいたします。

毎回のことでございますが、発言の際には委員番号と氏名、推進委員からの発言の前は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

初めに、議第15号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いします。

議第15号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉北方と滑石の申請人で、滑石の田611㎡を贈与するものです。報告第9号16番、17番と関連しております。

2番、愛媛県新居浜市及び千葉市美浜区の共有者と滑石の申請人で、滑石の畑492㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

3番、小島と大浜町の申請人で、小島の田1,160㎡外1筆、計4,397㎡を労力不足と経営拡張のために売買するものです。

4番、伊倉北方の申請人で、北牟田の田1,695㎡外2筆、計6,798㎡を孫へ贈与するものです。報告第9号7番、8番と関連しております。

5番、富尾の申請人で、富尾の畑581㎡を隣接地取得のため贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の田448㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

7番、岱明町の申請人で、岱明町高道の畑207㎡を贈与するものです。

8番、島根県江津市と横島町の申請人で、横島町横島の田568㎡を弟へ贈与するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町横島の田762㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第9号15番と関連しております。

10番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑4,659㎡を労力不足と経営拡張のため貸借権を設定するものです。

4ページをお願いします。

11番、熊本市中央区と天水町の申請人で、伊倉北方の畑421㎡を親戚へ贈与するものです。

12番、天水町と熊本市西区の申請人で、天水町小天の畑167㎡を労力不足と経営拡張のために売買するものです。

以上12件、合計20,111㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議の程、よろしくお願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。それでは、まず受付番号1番から12番まで、順に担当委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明されます場合は引き続き説明いただきますよう併せてお願いいたします。

それでは、1番からよろしくお願いいいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。案件1番と2番を説明します。

譲渡人と譲受人は贈与です。下限面積も満たしているので、許可相当と判断しました。

案件2、譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしていますので、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、3番、お願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 農業委員4番、竹下です。3番の案件について御説明します。

賃貸人は労力不足、賃借人は経営拡張で、下限面積もクリアされており、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、4番、お願いいたします。

○推5番（小山勝男君） 推進委員5番、小山と申します。4番の案件を説明します。

譲渡人は孫への贈与、譲受人は現在ミニトマトをしておられます。農事組合法人伊倉の組合員です。伊倉のオペレーターなど地域に大変貢献されております。御検討よろしくお願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、5番をお願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 農業委員9番、澤村です。案件5番について説明いたします。

譲渡人の要望で、畑、面積581㎡を隣接する譲受人の畑があるため譲受人に贈与とのことです。今現在、申請地は竹が生えており、今後手入れをしてここへ栗の木を植わすそうです。何ら問題なく、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番をお願いいたします。

○推11番（小山久仁江君） 推進委員11番、小山です。6番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており、何も問題なく、許可相当と判断しました。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番、中島です。7番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は、同じ村内の近所の方で、譲渡人はもう年齢的にどうしても畑が、中の畑になって、機械類が入らないということもありまして、面積もちょっと機械を雇って耕作するものも大変になって、大分悩まれた結果、近所の耕作者に贈与という形で話がつきました。何の問題もないと思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。8番の案件につきまして御説明いたします。

譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は御覧のとおり県外で遠方のため帰りができませんので、弟へ贈与ということで何ら問題なく許可相当と思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして9番をお願いいたします。

○16番（島村秀敏君） 農業委員16番、島村です。9番の案件につきまして御説明申し上げます。

貸人と借人は親子関係でございます。農業者年金の受給のためということでございますので、別段問題はないかと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10、11番、同一人さんのようでございますので、続けてお願いいたします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。10番と11番の案件について説明いたします。

10番の案件について説明いたします。賃貸人は労力不足、賃借人は経営拡張で、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

11番の案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係です。親戚への贈与です。下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○推19番（平野秀正君） 推進委員番号19番、平野です。12番の案件について説明いたします。譲渡人は労働力不足、譲受人は経営拡張、下限面積も満たしており、何ら問題はないと思われます。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

受付番号1番から受付番号12番まで、担当委員の説明が終わりました。皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、赤松委員どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番の赤松です。特段文句というかクレームじゃなくて、12番の件ですけど、167㎡に対して75万円という金額は、なんでこんなにいるのかなと思って。農業するんだったらこれちょっと高すぎるんじゃないかなと思ったもんだから質問したんですけど。

○推19番（平野秀正君） 値段の件には、面積的に多分私もそういう考えはあるんですけども、これは本人同士の話し合いの結論の上で。また、これは場所が宅地とか商業地の間に挟まれた重要な土地なんです。ですから、本人同士の話でその値段がついたと思われます。

以上です。

○3番（赤松繁之君） はい、わかりました。農地にしてはえらい高いなと思ったもんだから。

○議長（永田知博君） ほかにございますか。

はい、高田委員。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。10番の案件ですが、経営拡張で下限面積が5反以上でないような。これは何か私の勘違い。10番の案件です。

○事務局長（小山 博君） これ足したら。

○17番（永田眞一君） 足すとううわなかですかね。

○事務局長（小山 博君） そうです。

○17番（永田眞一君） 4,659㎡と1,166㎡。

○14番（高田優子君） これを合わせて。失礼いたしました。ありがとうございました。

○議長（永田知博君） それでは、意見も出尽くしたようでございますので、採決に入ります。

議第15号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から12番までについて、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第15号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第16号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第16号は、受付番号2番につきまして始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第16号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町開田の田572㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、仮設工作物の設置等の一時転用であるため、例外的に許可は可能となっております。

2番、申請物件が岱明町開田の畑127㎡で、転用目的は道路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないことと判断しております。

以上2件、計699㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、まず受付番号1番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。1番どうぞ。

○11番（福田友明君） 11番、農業委員の福田です。1番について説明をしたいと思えます。

仮資材置場の一時転用であります。昨年11月に太陽光発電施設への農地の転用ということで採択されましたが、それに関係するものであります。今回の申請地より約北側に40m地点から、通行が2tまでと制限がされております。これによりまして、資材の搬入には積み替えのための場所が必要となり、今回申請されたものであります。転用面積は572㎡です。トラックの搬入、搬出のために、下のほうには鉄板を敷設するそうです。この土地は給排水計画というのはありません。雨水は自然浸透させ、南側道路側溝に排出するそうです。当然のことながら生活雑排水、また、汚水はありません。被害防除計画ですが、積み荷の積み替えとして利用するために、先ほど申しましたが、鉄板を敷設するので、土砂等の流出は発生しません。近傍農地への被害防除計画ですが、搬入した資機材は同日太陽光パネルの設置場所に搬入を予定しているため、日照、通風、耕作等への影響はないと思われまます。調査の結果、許可相当と判断しております。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それではここで、事務局より受付番号2番につきまして始末書を読み上げます。  
事務局よろしくお願ひします。

○係長（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番について説明をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、農業委員の福田です。2番について説明をいたします。

先ほど事務局より始末書の説明がございましたけれども、既に50年以上前から道路として使用されていたものであります。当然のことながら地元の住民の通路として利用され、そしてまた申請地以外には通行できる場所がないと思われまますので、今回、知られてから申請をされたわけでございます。転用面積は127㎡でありまして、申請地には碎石舗装を施工するというものであります。給排水計画はありません。雨水は北側入り口溝及び東側道路側の側溝へ排出するそうでございます。被害防除計画ですが、隣接地の土地は申請地の土地より高いため、土砂の流出はないと思われまます。近傍への農地の被害防除ですが、近傍農地はいずれも申請者の所有地であり、また、隣接農地より低いため、耕作等への影響はないと思われまます。調査の結果、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

皆さん御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第16号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第16号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第17号は、受付番号2番につきまして、始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第17号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑52㎡外1筆、計127㎡で、転用目的は建売住宅1戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の田258㎡外2筆、計1,040㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が大倉の畑101㎡外2筆、計2,987㎡で、転用目的は共同住宅3棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が下の畑1,490㎡で、転用目的は太陽光発電施設49.5kwです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が富尾の畑433㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が横島町横島の田331㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能となっております。

以上6件、合計6,408㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、まず受付番号1番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は玉名女子高校の東側300mぐらいの位置です。転用目的は建売住宅。転用面積は127㎡、給排水計画は市上水道へ、汚水、生活雑排水は東側道路の下水道に接続するそうです。雨水は東側側溝に接続。道路と同じ高さなので土地のかさ上げはしないということです。建築面積は42.23㎡、木造2階建てで、駐車スペースが30㎡、庭スペースが34.77㎡、その他スペースが34.77㎡です。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それではここで、事務局より受付番号2番につきまして始末書を読み上げます。

よろしくをお願いいたします。

○係長（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より受付番号2番につきまして始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号2番から受付番号6番まで担当委員の説明をお願いいたします。

まず、2番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人はトラック運送業を始めるにあたり、許可要件の一つである車両を保管す

るための駐車場を設ける必要があるための申請です。場所は、蛇ヶ谷公園テニスコートの南で、農免道路のすぐそばです。北側は農免道と水路、東側は水路、西側は里道と休耕地、南側は休耕地です。農免道路より低くなっているので出入り口を7、8 m幅にして盛土をし、進入路を作り土砂の流出を防ぐためにブロックで土留めをして、法面をコンクリートでまいて仕上げるそうです。駐車場は周りを防草シートで囲み土砂の流出を防ぎ、砂利敷きにして自然浸透を図り、雨水のオーバー分は水路へ放流とのことです。駐車場なので建物はなく、給排水は北側に浸透枥を埋けて、車を水洗いするときの分はそこに水をためて、上水を水路に流すそうです。それから、給水は従業員の飲料水にするそうです。排水は特段ありません。事業中または事業終了後も、周囲に被害を与えた場合は責任をもって対処するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番どうぞ。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。3番の件について説明いたします。

転用目的は共同住宅3棟です。申請地は市街地中心地から近く、利便性等住宅環境から見て、共同住宅の建設に適した場所であることから選定したとのことです。場所は県道347号線タクシー会社の道路を挟んだ反対側の土手の上を東側に50 m行ったところ。事業面積は2,987 m<sup>2</sup>、共同住宅3棟で28世帯分、木造2階建ての建築面積は3棟合計が827.06 m<sup>2</sup>です。給排水計画ですが、給水は市水に接続、雨水に関しては集水し、3か所に設置した集水枥にて浸透処理を東側側溝に放流、生活雑排水、汚水に関しては、合併浄化槽にて浄化処理を東側側溝に放流です。合併浄化槽は、集中の100人槽を設置するそうです。被害防除計画ですが、土砂の流出、堆積、崩壊等が発生するような工事を行わないそうですが、もし発生した場合は、当方にて責任をもって処理するとのことです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番をお願いいたします。

○7番（下川 安君） 農業委員7番の下川です。4番について説明をいたします。

4番については、太陽光発電施設への転用申請です。場所は、梅林と小田との境のところにリサイクルの会社がありますけど、そこから南へ50 m程行ったところの土地で、今は長年休耕地で、現況としては少し荒れておりまして、周囲が山林、それと道路に囲まれた生産性のあるというような農地ではないため、自然エネルギー

一発電ということで有効活用できるということでそこを選定されています。計画の概要としては、申請にあたっている畑の1,490㎡と隣に山林980㎡あるんですけども、合わせて2,470㎡に太陽光施設を設置するというので、内容的にはパネルを360枚、残りの部分は設備のメンテナンス及び敷地の草刈りのための駐車スペースであったり、物置を設置するという計画にしています。給排水については、太陽光ですので給水はありません。排水については、雨水は自然浸透ということです。表面にて道路側に排水をするということです。被害防除については、申請地はほぼ平地で、大きな高低差もないことから転圧を十分に行って土砂の流出を防ぐという計画です。近隣への農地への被害防除ですけれども、周囲が山林と道路に囲まれたような農地ですので、周りの農地への被害はないと思われます。被害が出たときには、譲受人が責任を持つということになっていますので、特段問題はないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番どうぞ。

○9番（澤村哲志君） 農業委員9番、澤村です。案件5番について説明いたします。

場所は石貫富尾、玉名バイパスの九州看護福祉大学前交差点から東約300mぐらいの左側で、バイパスより50mぐらい入ったところです。申請人は現在熊本市内の賃貸住宅に住んでおられ、子どもが近々産まれる予定だそうです。実家の農業の手伝い、また将来両親の介護も行うため、譲り人の親の畑に住宅を建てるための申請です。転用面積は433㎡のうち、事業面積は住宅109.30㎡駐車場として12.43㎡で、平屋木造建てで、給排水計画、給水は南側にある公共の上水道に接続し、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置し、南側の排水側溝へ放流、また、雨水は敷地に浸透柵4基を設置し、地下浸透にて処理することです。被害防除計画では、整地程度で造成工事は特にしない。事業する土地の北側、西側、東側はブロックを積み、土砂などの流出を防ぎます。東側は車などの出入りとして現状のままです。万が一被害を及ぼした場合は、自己責任にて対応することです。また、周辺への日照、通風、農地への影響は問題ないようで、現地確認の結果、許可相当と思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番をお願いいたします。

○16番（島村秀敏君） 16番農業委員の島村です。6番の案件につきまして御説明申し上げます。

申請人は現在、父母の実家に住んでおり、子どもが結婚するという事で同一住宅には住めないというような計画のもとで、近隣の用地を探しておたわけでございますけれども、自宅の周辺に先ほど3条で申請いたしました土地の中に331㎡を計画して、そこに住居を建てる計画でございます。給水計画におきましては、井戸水を利用するという事で、実家の井戸水を配管して使用するという事でございます。雨水に関しましては、自然排水に近隣の排水路にオーバーした分については処理をするということになっております。また、生活雑排水に関しましても下水道により処理するという事でございます。造成にあたって近隣農地との境界にブロックを設置して、土砂の流れを防ぐということで、工事に関して近隣の所有者に迷惑のかからないように行うということでございます。雨水、流水あるいは土砂が流れないように十分注意して行うということでございますので、別段問題ないかというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から6番まで担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ坂本推進委員。

○推18番（坂本 修君） 今、皆さんの意見ば聞きよると、こっから後はよかごたっです、雨水はどがんする、水はどっちに流すということです。ところが、それが逆にできたらんらどがんなるですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。できていないというのは。

○推18番（坂本 修君） 例えば、生活排水は水溜めば作ってそこに流しますということば言われるですね。それが、もしもその生活排水ば流れるごとなつたらんらたためるところがないならどがんなるですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4条、5条転用申請、現地確認等、まず申請の時には事業計画が、しっかりと排水計画等がなされます。現在、強く指導しておりますのが、しっかりと事業計画上に言葉で明記して対応策をしっかりとまづもって基本明記をしてください。そのとおり今、坂本推進委員がおっしゃるような結果になったとしたら、その明記を基に必ず回復させるようにというような指導をもって対応しております。

以上です。

○推18番（坂本 修君） そのときの苦情はどこに言うといいですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。まづもってそれは事務局のほうにお知らせいただいて、その申請時の事業計画等をしっかりと確認した上で、そのとおりには是正するように指導していくことにしております。

以上です。

○推18番（坂本 修君） はい、どうもありがとうございます。

○議長（永田知博君） ほかにありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第17号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第17号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第18号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。8ページをお願いいたします。

議第18号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について次のとおり決定する。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

9ページから10ページまでの総括表、11ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は、所有権移転が14件33,021㎡、利用権設定が38件、122,622㎡、合計52件、155,643㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、水本委員どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。20番と21番の案件で、ちょっと面積に対して金額が安いんじゃないかならうかなと思って。12ページの20番、21番です。

○議長（永田知博君） はい、お願いします。

○主任（大原三和君） 事務局の大原です。こちら2件なんですけれども、贈与というところちょっと申し訳ないのでということで、10,000円の登記代とか、その他費用に関してちょっと10,000円ぐらいで売買ということでお話をいただいております。登記代もちょっとかからないんですけれども、登記簿謄本とか、手間賃じ

やないですけど、そういった形で10,000円というお話で伺っています。

○推1番（水本信之君） ちょっとあんまり安いけんがということでびっくりしました。

○議長（永田知博君） よろしいですか。はい、どうもありがとうございました。

ほかにはございませんか。

○主任（大原三和君） すみません、事務局の大原です。今回ちょっと御欠席の浦谷委員より御質問をいただいています。

案件が12ページの19番なんですけれども、今回、こちら基盤での売買を申請されていますけれども、譲受人の方の農業の実績がないように思いますということで、許可がこれで妥当なのかという御意見でした。御審議のほう皆さんお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、この件につきましては、私も地元のほうのことでございますので、確認もしてまいりましたけれども、今回のこの面積を購入するということでございますけど、令和7年度を目標に今、規模を拡大中でございまして、息子さんもおりますので、この大規模農家といえますか、大規模に今、面積を広げておりますけれども、トラクターとか田植え機、そのほかコンバイン、またドローンもちゃんとそろえて、大規模の稲作農業に取り組むということでございました。そういうふうな話でございましたので、大原さんよろしいですか。

○主任（大原三和君） はい。

○議長（永田知博君） 認定を取得するときもちゃんと目標の計画書も提出しておりますので、そこら辺を考えてお世話をしていますので。

○主任（大原三和君） はい、大丈夫だと思います。

○議長（永田知博君） よろしくお願いします。

○主任（大原三和君） 認定というのは、これから5年後の計画をもって申請をされますので、5年後計画であわせています。

○議長（永田知博君） はい、それでは今の議第18号について、そのほか何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御質問もないようでございますので採決に移りたいと思います。

議第18号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第18号については原案どおり決定することにいたし

ました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第9号から報告第13号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

報告第9号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回16ページから20ページまでの20件、合計58,313㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

報告第10号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回4件、4,347㎡の届出を受理しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告第11号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件、携帯電話無線基地局設置のためとする許可不要転用届を受理しております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

報告第12号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、平成2年7月5日及び平成2年5月10日に転用許可いたしました2件、991㎡について記載されている理由により返納届出を受理しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

報告第13号荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林、原野等により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通したので報告します。令和3年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、24ページから25ページの35筆、38,368㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い、非農地化に同意する旨の回答をいただきましたので、非農地通知を所有者、熊本県、市の関係機関に送付いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告第9号から13号について説明がございました。

皆さん、何か御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問などもないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告は、以上をもって終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） それでは、その他に移ります。

事務局のほうから、よろしくお願いたします。

○参事（安田志津子君） 事務局、安田です。先月の総会で一度お配りした形状変更届に関する案をお配りしておりますので、ちょっと御覧いただければと思います。

先月、こちら規定を変更できないかという案を出しましたが、問題点がいくつか現行の形状変更届にありまして、一つが形状変更届を宅地に後々するために埋め立てていい届けという勘違いが多く見受けられるというところ、それから二つ目が、転用の申請書にもっていない隣接地の農地の所有者の確認印を形状変更届の場合はもらわないといけないという点が、転用の申請と比べてバランス的にどうかなという点ですね。それからもう一つが、今まで形状変更届が地区担当の農業委員さんの印鑑が必要だったんですけれども、こちらが地区担当の農業委員さんお一人の印鑑で形状変更、埋立て、掘削が進められていくというので、印鑑を押すのに負担があって、責任がとて大きいなというところで、先月規定が変更できないだろうかということで案を出させていただいたところです。その後いくつか御意見いただきまして、先月の総会でもお話があったのが、委員さんお一人がずっと耕作しているかどうか確認をしないといけないとなると、負担が大きくなるのではないかなという御意見があったと思うんですけれども、こちらが、現地調査後に受理通知をもって、埋立て、掘削していいですよということに変更することで、現地調査で2人から4人ぐらいの委員さんと事務局が数名で行きますので、4、5人の目で現地を確認することになりますので、お一人分の負担はちょっと減るのではないかなとは思っています。複数の目でいろいろ気が付く点もあるかと思っておりますので、できれば現地調査に組み入れられないかなというところは思っているところです。それから現地調査するところで、隣接の所有者さんにもこちらを埋め立てますというのをちゃんと言ってくださいねと、届けを出す方に確認もできますし、それから宅地にするための届けじゃないですよというような確認もできますので、現地調査は入りたいなと思っているところです。それから、もう一つお話が出たのが、要するに

届けを提出すると、ここに被害が出た場合は、ちゃんと解決してくださいねというのが明文化されておりますので、届けを出さずに埋め立てている人がいるというお話をいただいたんですけれども、それはまた別の話で、そちらには届けは出さないといけませんよというような周知なり、指導なりが必要かなというふうに考えています。それで、現地調査を入れるということと、それから隣接農地の確認印と地区担当の農業委員さんの印鑑を削除したところで、1年以上耕作してくださいということで、こちらの案で形状変更届の規定を変更したいと思っているんですけれども、今後、何か御意見ありましたら、また、規定を変えていくということで、できれば総会後から変更できればと思っているんですけど、御意見いただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ただいま、前回から継続している案件ですけど、ただいまの安田のほうから御提案したんですが、前回から少し意見等もございましたけど、今回のこの変更案をもってこれですとこのまま固定で、この変更案でももちろんいくのが一番いいんですけど、もちろん何か問題等があった場合は、またそのとき修正をしていくということで、一番効果が期待できるのはやはり現地調査を組み入れるということで、複数の目の前で調査、本人さんに対しての面会ということになると、やっぱり普通責任感というか、そこのしっかり遵守すると、規則をちゃんと遵守していくということも期待できますので、どうか提案の方向で、事務局としてはしていきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

（はいの声）

○事務局長（小山 博君） はい、ありがとうございます。それでは今回の総会をもって。

○議長（永田知博君） 中島委員、はい、どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番、中島ですけど、現地調査がいつというのが、例えば、形状変更ですぐ形状を変えるための材料、素材というか、それがすぐ手に入る場合と、入らずに2mとか3m、高く盛土するには何年間という長いスパンの場合の現地調査とか、そういうのが報告された畑として耕作とか、作物を生産するために形状を変えて、それから作物を作られないと、まだ、盛土しているときに途中で現地調査しても駄目だし、盛土しましたということから、今度は耕作する体制が整ったときにかどうか、そういうのもかみ合わせながら現地調査の方向を決めてもらえればいいのかなどというのも、今ちょっと御意見があれば。

○3番（赤松繁之君） 2回ぐらいに分けて。

○参事（安田志津子君） 今、こちらで考えている現地調査というのが、盛土または掘削の前段階で届けが出た後に、タイミングが合わなければ別日ではないかも

しれないんですけど、タイミングが合えば4条、5条の現地調査の中に組み入れて  
いって、総会後に受理通知を出すことで、その受理通知までは盛土なりは待って  
いてくださいということでお伝えしようと思っているんですけど。というのが、現在  
が、もう届けが出たら、届けを出された日に事務局のほうで受け付けたら、もう盛  
土をしても大丈夫ですというふうにやっているの、ちょっと日にちをおいて数人  
で確認をして、そこを盛土しても大丈夫かというのを確認してというのを考えてい  
ます。なので、1年後耕作がちゃんとできているどうかの確認はしたいというか、  
できればというのはやまやまなんですけれども、恐らくちょっとそこに人手が割け  
ないかもしれないですけど、地元委員さん数人で見ますし、生活圏の中になるとは  
思いますので、通りがかりにでもちょっとちらっと見ていただければとは思いま  
す。今考えている現地調査は、なので盛土前の話になります。

○事務局長（小山 博君） 事務局の小山です。ただいまの質問の件については、今、  
日程的なところ、具体的なところを説明しました内容ですけど、よろしいでしょ  
うか。

○12番（中島浩輔君） はい。

○事務局長（小山 博君） 従来と違うのは、もう届けが出たら即やっていた状態は、  
これはしっかり総会后通知が届いてからやるということですので、同時進行、こと  
が進むということ防止するという意味合いもございます。ということでよろしい  
でしょうか。

○12番（中島浩輔君） はい。

○事務局長（小山 博君） それでは、今回の総会の改正案ですので、次回の農地審議  
の現地調査から組み入れて対応を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ  
よろしくお願いします。

以上です。

それとあと1点ですけども、下限面積要件について、現在、玉名市は御存じの  
とおり5反の下限面積で別段の要件は設けておりません。それで、これも本当にい  
ろんなそれぞれの意見があると思います。今日は本当何も資料等は準備していない  
んですけど、それぞれのお考えでどうかと、その都度積極的な御意見を聞いて、玉  
名市の方向性を決めたいと思います。必ずしも特段の要件というのは、そのとき必  
ず次回までに決めなければいけないというものでもありませんけど、それぞれの意  
見、思いがあらわれるなら考えていただきたいと思えます。

それと下限面積要件以外にも市長部局のほう、別の部署で、空き家の農地付空き  
家バンク登録とか、いろいろな事細かいところもありますので、下限面積要件の別  
段の要件とは別に、そのような農地付の空き家の売買に関することは、ものすごく

1 a レベルですよ、100㎡下限の要件を設けると、そのようなことも完全な5反、4反、3反の下限面積要件の設定とは別に、そのようなことも方向性としては前向きに考えていきたいと思っておりますので、また、次回またその次の総会でも、そこは方向性を何か考えたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

下限面積の件は、今までも何回か皆さんに提案はしてございましたけれども、今現在、玉名市は下限面積は5反以上ということになっておりますけれども、家付きの農地というのは結構あるわけですたいね、少し屋敷に農地が残っておって、そういうのは売買なんかをするときとか、もうその人に一緒に買っていただいたほうがいいんじゃないかというような話もいっぱい出ておりますので、その辺も含めて、ひとつ皆さん考えていただいてよろしく申し上げます。

それでは、今日は慎重なる御審議をいただきまして誠にありがとうございます。

○4番（竹下宏介君） ひとつよかですか。

○議長（永田知博君） はい。

○4番（竹下宏介君） 下限面積の件ですけどね、私の豊水校区内で、農家でない人が下限面積の5反ならば買いきらんばってんが、1反とかぐらいならば宅地ば買って1反買うなら買わるるよという、そういう意見もありましたので、私もそがん思とる。基盤整備した農地ば1反とか2反とか下げちもらうと、3反ぐらい基盤整備の中に持っとなはる農家でない人が、私は自家消費米と縁故米をやるけん、集団減反ばしたてちゃここは作るですよという作っていきよんなはる人もおんなはるけんですね、そがんしてもらうと困るとですよ。それで基盤整備内はやはり5反は5反で維持してそのままいって、集落内の基盤整備してなかとこなら、1反とか2反でも下げてもらうが理想じゃなかつかなという。私はそう農家でなか人に言います、ということば言うときます。

○議長（永田知博君） はい、今、竹下委員から出ておりましたけれども、やっぱり部分的にそういうところは結構多いわけですたいね、それも含めてちょっと状況とか、地域地域がまた格差もあるかもしれませんので、その辺も考えていただいて、何回か話し合いしていく中で一番最適な方法をとっていききたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○16番（島村秀敏君） すみませんちょっといいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○16番（島村秀敏君） 16番、農業委員の島村ですけども、今の件についてちょっと確認なんですけども、地域によって下限面積が違うという話、また実際私も耳に

したことがあるんですけど、それは事実なんですか。地域によって下限面積の数字が違うということですね。

○議長（永田知博君） ああ、それはもう違いますね。もう県下あっちこっちやっぱり。

○16番（島村秀敏君） いや、県下じゃなくて、玉名市の中です。

○議長（永田知博君） 玉名ですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ただいま言われたのは一つの同一の市町の中ということです。そこはちょっと未確認ですけど、市町村単位で別段の要件を設けてある、設けていないだけであって、その中でどうかというのはちょっとそこは。

○16番（島村秀敏君） 先ほど玉名市は下限面積は5反だと。

○事務局長（小山 博君） 5反です。

○16番（島村秀敏君） という話ですから、いやちょっと待てと私は言いたいけども、そういう話、先ほども言ったように、同じ玉名の中で地域によって下限面積が違うと私は聞いておるんですよ、そこをちょっと確認したい。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。それは玉名市ではありません。違うということはありません。

○16番（島村秀敏君） 玉名市の中ではないわけですね。

○事務局長（小山 博君） ないです。

○16番（島村秀敏君） 私は横島に住んでいるんですけど、横島は1町だと言うんですよね。

○主任（大原三和君） すみません、いいですか。

○議長（永田知博君） はい。

○主任（大原三和君） 事務局の大原です。3条の下限面積は5反になります。基盤で売買するときとかの要件がお米であれば1町8畝とか、それは地域によって今ちょっと、玉名市、天水、横島、岱明、全部違いますので、その件ですかね。

○16番（島村秀敏君） そうです。

○主任（大原三和君） それはちょっとあっせん面積とって、ちょっとまた5反要件とはちょっと違って来るんですけども、今回ちょっと見直しを考えているのは3条のほうの5反要件になります。

（「初めて聞きました」の声）

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、どうもお疲れさまでございました。令和3年の第4回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 3 7 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年4月5日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      高田 優子

農 業 委 員                                      吉田 孝壽